



じんけんの

JINKEN NO KAZE



宮崎県人権啓発センターだより
「人権」とは、人間らしく幸せに生きるための権利。だれにとっても身近で大切なものです。思いやりの心をもって、みんなで「じんけんの風」を吹かせましょう。

[特集]

スポーツと人権

躍動するカラダ、
ココロは自由に



- じんけんinterview
宮崎県スポーツ指導者協議会会長 廣田 彰さん ……3
- 更生保護 一刑を終えて出所した人の人権 ……4
- みんなでつくる男女共同参画社会 ……5
- 災害と男女共同参画 ……6
- 正しい採用選考のお願い ……7
- 同和問題について考えましょう！ ……8
- 平成28年度 県民人権講座 ……9
- おすすめDVD紹介/わたしたちの人権講座 ……10

go to
2020

スポーツと人権

Sport and human rights

今年、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックが開催される年。これから、スポーツの話題でますます盛り上がりそうな雰囲気です。

スポーツは、体を鍛えるとともに、ストレス発散や心の成長にもつながり、心身ともに非常によい結果をもたらします。そして、スポーツを通じての仲間や相手との交流によって、お互いに理解を深め、豊かな人間関係を築いていくことができます。

そこで今回は、スポーツと人権について改めて考えてみましょう。

スポーツを行うことは人権の一つ

スポーツは、人数や場所、道具などの条件がありますが、それを満たせば基本的には、誰でも自由に好きなスポーツを行うことができます。このことは、オリンピック憲章でも認められており、オリンピズムの根本原則の中で、「スポーツをすることは人権の一つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない」と謳われています。



目指すは2020
東京パラリンピックで
金メダル!

宮崎農業高校3年
チーム「宮崎シーガイア」所属
前田 一成さん

自由形、バタフライと力強い泳ぎを見せる前田一成さん。生まれつき足に障がいがあり、日常生活では装具が必要ですが、小学5年生の時に水泳に出会い、運動が大好きです。高校に入ってから、それまでの手のみの泳法から足を使った泳法に切り替え、またチーム宮崎シーガイアに所属した1年半前からは筋力トレーニングも加え、ぐんぐんとタイムを伸ばしています。昨年11月の日本身体障がい者水泳選手権大会では、50m自由形で日本新記録をたたきだし、優勝しました。

「障がいがあるからといって不自由を感じることはありません。左右、靴のサイズが違うことくらいかな(笑)」。コーチとお母様が口をそろえて言うように、負けん気が強くポジティブな性格が、競技者として常に前を向かせています。「7月に初めての国際大会で銀メダルを獲得しました。同年代の各国の選手たちから刺激を受け、2020年には東京パラリンピックで金メダルをめざします!」。

ルールの中の平等

スポーツは、それぞれの種目でルールが定められています。体格などの面から性別や体重で分けて行われるものもありますが、それ以外は基本的にルールに則って行われます。このため、出身地、地位などに関係なく、選手は平等に扱われ、それぞれが力を発揮して正々堂々競い合います。スポーツはルールの下で皆平等なのです。

スポーツの場での人権侵害

一方、スポーツの世界では勝負にこだわるあまり、しばしば人権が侵害される問題が起こっているのも事実です。

例えば、サッカーチームの一部のサポーターが「JAPANESE ONLY」という人種差別的な横断幕を掲げたことが問題となり、「無観客試合」という処分を受けました。本来、スポーツでは皆平等であり、このような差別は絶対許されるものではありません。厳しい結果かもしれませんが、これもスポーツをする上で差別は許されないという考えが浸透していたからではないでしょうか。

また、行き過ぎたスポーツ指導が暴力や体罰につながる場合もあります。とりわけ青少年スポーツが体力の向上や強い精神を養うことを目的として行われることを考えれば、それを損なう暴力や体罰は絶対に許されるものではありません。

さらに、指導者という立場を利用して、セクシャル・ハラスメントが行われることがあります。こういった人権侵害も言語道断です。

Enjoy sports, go to 2020

2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。オリンピックでは様々な国の選手が競い合います。試合後にはお互いの健闘をたたえ合い、交流を深め合う光景が数多く見られることでしょう。

さあ、私たちもスポーツを楽しみながら、交流を深め、お互いに相手を尊重する心を育んでいきましょう!



すべての人に楽しむ
権利がある、
それがスポーツ!





相手を敬う、公平・公正に競い合う スポーツは心と体を育てる

宮崎県スポーツ指導者協議会会長

廣田 彰さん



マナーや道徳、フェアプレー精神を学ぶ場

私たちが日常的に競技活動をする限りでは、直接的に人種差別などを感じる場面はあまりありません。しかし、国際試合などでの差別問題を報道などで知るにつけ、難しい問題だなあと感じます。それは、一人ひとりの心に関わる問題だからです。いくら差別は良くないといっても、その人の心の中にまで入って行って無理やり変えることはできない。特に大人になってからは難しい。

そこで私たちは、幼い頃からの教育がとても大切だと思っています。スポーツは、体はもちろん心を育てるのにも素晴らしい力を発揮します。あいさつや返事、時間を守る、仲間を大切にするなど、マナーや道徳、フェアプレー精神を学ぶ場にもなります。成長の異なる異年齢の子どもたちでチームを組ませると、自然と年長者が年少者の面倒を見、年少者は年長者を目標とする姿勢が生まれてきます。

暴力を許さない立場を示すことが大切

しかし一方、スポーツという特殊な世界では、先輩と後輩、指導者とプレーヤーという力関係から、いじめやセクハラ・パワハラなどの人権問題が起きやすいのも事実です。勝ち負けにこだわるあまり、指導という名を借りた体罰や暴力が横行する。良い結果を出さずすれば、保護者や学校もそれに目をつける。しかしそれで、子どもたちの心は育つでしょうか。本当は、負けたときにこそ学ぶべき大切なことがあるんです。加熱しすぎる指導者や保護者の意識も変えていかなくてはなりません。

宮崎県体育協会では、スポーツにおける倫理に関するガイドラインを設け、①体罰・暴力は許さない立場を宣言し、②隠微を許さないということを行動で示し、③指導者・保護者への啓発活動に力を入れています。

「プレーヤーズファースト」という言葉があります。スポーツは自分の意思によって自由に行うもので、誰からも強制されるものではありません。スポー

ツは人類共通の文化であり、自由と平等、尊重と友愛、まさに人権を大切にできる心こそがスポーツなのです。

プレーヤーも観る側も、ノーサイド精神で

今年にはリオデジャネイロオリンピックの年。また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。いろんな国と人種の人々が、同じフィールドで競い合います。肌の色が違う、言葉が違う、そんななかで選手たちはどんな思いでプレーし、どう人権と向き合っているのかを想像してみてください。自分ならどう対処し、どう振る舞うか。また、自国の選手のみならず、相手国の選手のプレーも讃える。観る側のマナーとして大切なことですね。

ラグビー用語から生まれた「ノーサイド精神」という言葉があります。どんなに激しくぶつかり合っても、試合終了の笛が鳴ったら互いの健闘をたたえ合う。そこには何のわだかまりもなく、ともに戦った相手への敬意と友情があるのみです。スポーツのそんな素晴らしいシーンからも、学ぶものはたくさんあるはずです。



私たちは、**暴力行為・体罰のないスポーツ界**を目指します!

OFF TALK

休日の楽しみ/スポーツで体を動かすこと。専門はバドミントン。好きな言葉/「負けず嫌い」「努力は裏切らない」

ひろた あきら

宮崎大学名誉教授
公益財団法人 宮崎県体育協会副会長
宮崎県スポーツ指導者協議会会長

更生保護

刑を終えて出所した人の人権



更生保護とは?

更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。社会の中での立ち直りを助けるためには、地域の方々から、更生保護に対する理解と協力を得ることが必要不可欠です。これは犯罪や非行のない誰もが安心して暮らしやすい社会づくりを目指すことにもつながります。

地域社会の一人ひとりが手と手を結び、心と心を通い合わせる更生保護のネットワークは、皆さんの温かいまなざしから始まります。

更生保護を支えるボランティア

更生保護制度は国の機関である保護観察所が、民間のボランティアである「保護司（県内554名）」「更生保護女性会（県内約1700名）」「BBS会※」「協力雇用主（県内113社）」などと連携して、保護観察を受ける人たちの処遇を行い、立ち直りを支援しています。

※BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会
様々な問題を抱える少年少女と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、彼らの問題解決や健全な成長を支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。



おかえり。

第66回

社会を明るくする運動

更生ペンギンのホゴちゃん

主唱/法務省

「強調月間」
7月1日
～
7月31日

毎年7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間で、内閣総理大臣メッセージを、県知事をはじめ県下各市町村長へ地元の保護司会や更生保護女性会員が伝達を行います。

「社会を明るくする運動」は全ての国民がそれぞれの立場において力を合わせ、安心で安全な地域社会を築こうとする全国的な運動で、様々な分野から多くの方々の参加をいただきますよう協力をお願いしているものです。

犯罪や非行をした人たちが、社会の中で生活をしていくためには「仕事」と「居場所」の確保が重要であり、新しい生活を送るためには、地域住民の皆様からの理解が大切になります。

立ち直りの可能性を信じ、日夜熱意をもって関わっておられる多くのボランティアがおられることを是非知っていただきたいと思います。

「おかえり。」

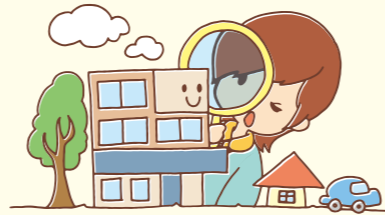
「立ち直りを決意したひとを、決してあやまちに戻さない。あなたの『おかえり』のチカラで、支え合う社会へ。」と添えられた更生ペンギンのホゴちゃんのポスターを見かけられましたら、更生保護に携わっている人たちのことを思い出していただければと思います。

皆様の御理解と御協力、御支援をよろしくお願いいたします。

お問合せ 宮崎保護観察所 ☎0985-24-4345

みんなで作る 男女共同参画社会

女性と男性は、権利も責任もおなじ。同じ人間として、ともに歩いて行く存在です。だれもが性別にかかわらず、人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指しましょう。そのための拠点となる宮崎県男女共同参画センターについて、ご紹介します。



イベント・講座の開催

男女共同参画センターはこんな活動をしています！



「男女共同参画なんて、自分には関係ない」と思っていませんか。センターでは、男女共同参画はみんなに関係あることだと感じてもらえるよう、さまざまな講座やイベントを行っています。

たとえばこんなテーマ

- ・仕事 ・防災 ・子育て ・地域づくり
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）など

【男女共同参画週間講座】

6月23日～6月29日の「男女共同参画週間」に合わせ、さまざまなテーマで講演会を実施しています。

【派遣事業】

県内各地の学習会や研修会に、講師を無料で派遣しています。

【男女共同参画基礎講座】

法律や、個人の置かれている状況と社会的背景との関係を読み解きながら、個人の生きるちからを磨く講座です。

【男女共同参画の視点による地域づくり提言講座】

持続可能な地域づくりに不可欠な男女共同参画の視点と、課題解決の手法を実践的に学ぶ講座です。

活動や仲間づくりのお手伝い

男女共同参画社会づくりにつながる活動をしたい・しているみなさんのお手伝いをしています。資料や関連団体の情報、活動方法など、お気軽にご相談ください。また、学習会やグループの交流の場として、研修室や交流室を無料でご利用いただけます（予約制、受付は2ヵ月前から）。詳しくはお問い合わせください。



詳しくはお問い合わせください。

気になることの相談

「自分らしく」生きることができるように、一緒に考え、一歩を踏み出すお手伝いをします。「こんなことで相談しても……」とためらうことなく、まずはお電話ください。

総合相談

電話/面接(要予約):センター相談員がお受けします

- ・性別による生きづらさ ・からだや性的こと
- ・DV/セクシュアルハラスメント/性被害
- ・夫婦/恋人/家族のこと ・人間関係のこと など

*水曜日は「男性相談日」です(男性以外の相談もお受けしています)。電話相談の後、ご要望に応じて面接相談をお受けします。

専門相談

	法律相談	こころと生き方相談
日時	第3火曜日午後	偶数月第4火曜日午後
相談員	弁護士	臨床心理士

相談室専用電話 ☎0985-60-1822

【受付時間】月～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～16:30(祝日・年末年始を除く)

女性の起業・就職・キャリアアップ・社会貢献などについて、アドバイスや情報提供をしています。社会で自分の力を活かしたいという想いを、相談員がサポートします。

- ・働きたい、再就職のこと
- ・キャリアアップのこと
- ・仕事と家庭の両立のこと
- ・起業のこと ・社会貢献のこと
- ・ボランティアのこと

女性のチャレンジ相談電話 ☎0985-29-8544

【受付時間】月～土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

災害と男女共同参画

社会のあちこちには、いまだ「これは男の仕事」「これは女性向き」といった、性別によって役割を固定化する意識が残っています。そのような慣習や固定観念にとらわれずに、一人ひとりの人権を尊重し、個性と能力を発揮して、協力し合い、支え合うことを「男女共同参画」といいます。

今回は、先日の熊本地震でも課題となった、災害時の避難所運営を例にとって、なぜ「男女共同参画」が必要なのかを考えてみましょう。



避難所の運営はやっぱり男性…?

責任者が男性だけだと、授乳や着替えのスペースの確保、女性用の下着や生理用品の渡し方、さらには性犯罪など、配慮が必要な問題を見落としてしまう場合があります。男女が共に役割を担うことで、より多様な人への配慮が可能となります。

避難所チェックシート

避難所の開設・運営においては、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮することが必要です。

- 異性の目が気にならない物干し場、更衣室、休養スペース、授乳室等
- 間仕切り用パーテーションの活用
- 安全で行きやすい場所の男女別トイレ・入浴設備
- 乳幼児のいる家庭用エリア、単身女性や女性のみ世帯用エリア
- 管理責任者への男女両方の配置
- 女性用品(生理用品・下着等)の女性担当者による配布
- 避難者による食事作り・片付け、清掃等の役割分担(男女問わずできる人が分担し、性別によって役割を固定化しない。)
- 就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備

炊き出しは女性が担当…?

大勢の人の食事を毎日朝昼晩と用意することは負担が大きいものです。避難者による食事作りや清掃等は、できる人が分担し、性別によって役割を固定化ないようにしましょう。

非常時だから男も女もない…?

トイレや入浴施設などを男女まとめて設置したり、人目につかない場所に設置したりすると、女性が行くのをためらったり、犯罪が起こりやすくなったりします。また、就寝場所にも配慮が必要です。単身女性や女性のための世帯用のエリアや、異性の視線が気にならない物干し場、授乳室なども確保しましょう。

もっと詳しく知りたい方は

<http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/>
一人ひとりが大事にされる社会は、女性にとっても男性にとっても安全で暮らしやすい社会につながります。



企業のみなさまへ 正しい採用選考のお願い



正しい採用選考とは？

正しい採用選考とは、ひとことでは「本人の適性と能力のみを採用選考の基準とする」ことです。「就職」は、社会生活のうえでも、自己実現のためにも、人生に大きな影響を与えます。そして、企業にとっても、優れた人材を獲得することは成長・繁栄に不可欠なはず。偏見や先入観、慣習で採用選考がされていないか、以下のポイントを再確認してみてください。

正しい採用選考のために

採用基準は

「女性だから能力がない」「障がい者では仕事ができない」などと決めつけていませんか？
条件に合う人が誰でも応募できるようになっているか確認しましょう。



- ✓ 雇用条件・採用基準は、あらかじめ決めてありますか。
- ✓ 性別や親の職業など、本人の適性や能力以外のことが採用基準に入っていないか。

必要のない情報は出させてはいけません

たとえば「本籍地」「家族の状況（職業、収入、住居等）」「宗教」などは、仕事に影響を与える事柄ではないはず。職務を遂行するために必要な能力は何か、そのためにどのような選考が必要かを検討してみましょう。



- ✓ 統一応募用紙や厚生労働省が定めたもの、JIS規格の履歴書用紙以外の用紙を使っていませんか。
- ✓ 住民票の写しや戸籍謄本などを提出させたり、身元調査を行ったりしていませんか。
- ✓ 「なんとなく」で、不必要な健康診断をしていませんか。

面接では

事前に質問内容の打合せを十分に行いましょう。本人の適性と能力に関係のない質問や誘導的な質問、興味本位の発想に基づく問い方はしないようにしましょう。



- ✓ 面接の目的、面接によって判断する目標が明らかになっていますか。
- ✓ 質問内容は、十分な検討がなされていますか。
- ✓ 面接担当者は適切ですか。（面接技術、観察力、偏見がない、感情に左右されないなど）

公正採用選考人権啓発推進員の選任をお願いします

差別のない公正な採用選考を確立し、企業内の人権啓発を推進するために、現在多くの企業のみなさまに公正採用選考人権啓発推進員の選任をしていただいています。まだ選任されていない事業者のみなさま、この機会に選任をよろしくをお願いします。

お問合せ

- 宮崎労働局職業安定部職業安定課 ☎0985-38-8823 📠0985-38-8829
- 宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 ☎0985-26-7105 📠0985-32-3887

同和問題について 考えましょう！

1 同和問題とは？

～まだ、解決していない問題です～

被差別部落や同和地区などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、様々な差別を受けることがあるという重大な社会問題です。

私たちの生きている社会において、すべての人は生まれながらにして自由で平等です。しかし、現実には様々な形で差別が存在しており、とりわけ、同和地区出身の方々は、「同和地区の人だから」という理由で日常の付き合いを避けられたり、交際や結婚を反対されたり、就職に際し不利益な取り扱いを受けたりすることがあります。

最近でも、インターネット上で差別的な書き込みが行われたり、結婚・就職につながる身元調査を目的とした戸籍等の不正取得事件、土地売買に際しての差別事件が起こっています。



2 同和問題はなぜ今も残っているのでしょうか？



被差別部落や同和地区に対する偏見、差別意識が大きな原因ですが、その背景には、家柄や格式が尊重される風習、伝統や慣習に束縛された行動、昔ながらの迷信、前近代的な意識等、日本の社会・文化そのものが深く関わっているとされています。

また、「自分には関係がない」、「一部の人の問題」と考えることで同和問題を正しく理解せず、周りの人から伝えられた誤った情報や偏見が、そのまま他の人に語り継がれていることも一因として考えられています。

3 同和問題の解決に必要なことは？

同和問題をめぐっては、「同和問題を教えなければだんだん知っている人も少なくなり、差別も自然になくなっていく。だから同和問題をわざわざ教える必要はない」という「寝た子を起すな」論が根強く存在しています。

しかし、何もせずそっとしておいては、今ある差別を放置、温存させ、同和問題による差別に苦しんでいる人たちの存在から目を背けることになりかねません。また、正しい知識をもっておかないと、同和問題に関する誤った情報や偏見をそのまま受け入れてしまったり、間違った知識を周囲に語り継いでいく危険性があります。

そのため、同和問題を正しく理解し、その正しい理解を引き継いでいくことが必要です。





平成28年度

県民人権講座

参加
無料



とき 8月30日(火)、9月30日(金)、10月14日(金)、
10月26日(水)、11月11日(金)、11月17日(木)、
12月14日(水) **いずれも13:30~15:10です**

ところ 宮崎市民プラザ、都城市早水公園体育文化センター
延岡市社会教育センター

7回講座
関心のある回に
御参加ください



8月30日(火)

宮崎会場

宮日新聞に掲載された「だれも知らない～みやざき子どもの貧困」の担当デスクとして取材した貧困の現状、県内の支援現場から見えたこととお話しいたします。

宮崎日日新聞社文化部

高見 公子 氏



9月30日(金)

宮崎会場

同和問題の理解と自らの差別意識の見つめ直しとして、広い視野で見ることや内面を見ることの大切さをお話しいたします。

みえ人権教育・啓発研究会

松村 智広 氏



10月14日(金)

都城会場

セクハラ・パワハラなど職場におけるハラスメントの現状やその対応策について、具体的な事例をもとに、分かりやすくお話しいただきます。

ビジネス・パートナー・オフィス

桑野 里美 氏



10月26日(水)

宮崎会場

障がいのある人や多様な方に対する理解を深めるために、ハードとソフトの両面からユニバーサルデザインの意義や必要性についてお話しいただきます。

日本ユニバーサルマナー協会

岩崎 満男 氏



11月11日(金)

延岡会場

性的少数者に対する理解を深めるために、LGBTの現状や当事者との接し方、今後の展望についてお話しいただきます。

NPO法人 Rainbow Soup

小岳 ローマ 氏



11月17日(木)

宮崎会場

全国初のホームホスピス「かあさんの家」を運営し、高齢者の方の最善を考えた支援のあり方についてお話しいただきます。

認定NPO法人
ホームホスピス宮崎

市原 美穂 氏

申込み方法 宮崎県人権ホームページをご参照ください

お問合せ・申込み
宮崎県人権同和対策課 研修担当 にしはた ひらた 西畑、平田
〒880-8501宮崎市橋通東2丁目10番1号
TEL.0985-32-4469 FAX.0985-32-4454



12月14日(水)

宮崎会場

シングルマザーの方を対象に聞き取り調査を行い、その結果から見えてくる女性の貧困やDVの現状についてお話しいただきます。

NPO法人CPAO(しーばお)

徳丸 ゆき子 氏

おすすめDVD紹介

宮崎県人権啓発センターでは、人権に関する図書やビデオ・DVD等を無料で貸し出しています。

*詳しい貸出方法については、次ページをご覧ください。

アニメ

ココロ屋



● 2014年制作/25分

「ココロ」とは何でしょう? 「ココロ」を問い続けることは人生のテーマの一つでもあります。「ココロ屋」はこの謎に向かい合うためのヒントとなる優れた児童文学を原作にしたアニメーションです。自分の心を大切に、相手の心も大切にするという、人権教育の基本的な考え方が盛り込まれています。学校の授業でもぜひ!

人権
全般

家庭の中の人権 カラフル



● 2014年制作/31分

両親と人生の巣立ちの時を迎えた子どもたちの会話を通じて、家庭の中にある人権課題を取り上げています。就職、結婚、LGBTなど家庭内で話し合うきっかけとして役立ててください。

人権
全般

クリームパン



● 2010年制作/36分

「いのち」とは温かく、ずっしりと重たいもの。一度失われたら、二度と再生しないもの。子どもへの虐待や若者の自殺など社会問題になっている事件を通して、社会や地域で孤立している人びとに対する正しい理解を訴えています。人を傷つけ、いのちを奪うのも「人」ならば、人のいのちを救うのも「人」なのです。今一度、「いのち」について考えてみましょう。

同和
問題

同和問題
～過去からの証言、未来への提言



● 2014年制作/61分(証言集)
19分(活用編)

わが国固有の人権問題である同和問題に焦点を当て、人権教育・啓発に携わる職員等が身につけておくべき同和問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について、分かりやすく簡潔にまとめています。活用の手引きも付いており、研修等でも使用できる作品です。ぜひ活用してください。

わたしたちの人権講座

宮崎県人権啓発センターでは、研修・視察に来られた方々を対象に「わたしたちの人権講座」を開いています。人権講座では、ビデオや資料を使いながら、「人権」について楽しく学ぶことができます。多くの皆さまが当センターを訪れ、受講されています。

「わたしたちの人権講座」の申し込みは、随時受け付けています。場所は当センター内の研修室、定員は1回あたり20名程度です。時間は概ね60分ですが、内容により調整します。研修内容、その他の相談にも応じます。

詳しくは、宮崎県人権啓発センター
TEL.0985-32-4469まで、お問い合わせください。



平成28年4月11日(月)
MRT宮崎放送新入社員の皆さん

活用してください！宮崎県人権啓発センター

宮崎県人権啓発センターでは、個人や学校、企業・団体向けにさまざまな活動を行っています。皆様のご利用をお待ちしています。

研修会を実施しています！

人権担当者養成講座や県民人権講座、人権ファシリテーター養成講座などを行っています。

講師の派遣や紹介をしています！

企業や民間団体等の研修会への職員派遣や、外部講師の紹介を行っています。

人権に関する相談を受けています！

人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます。
専用電話 ☎0985-26-0238

わたしたちの人権講座を開催しています！

センター研修室での人権講座を開催しています。



ジンケンブルー

ほかにも、人権啓発資料の作成、ホームページでの情報提供、図書・ビデオ等の貸出(下記)も行っています。

無料

図書・ビデオ・DVD等を貸し出しています

当センターでは、人権に関する図書やビデオ・DVD等を無料で貸し出しています。個人はもちろん、学校の授業や職場の研修等にご活用ください。貸出利用登録の手続きについては、センターにお尋ねください。

◇貸出冊数及び貸出期間

- 図書 貸出冊数：3冊以内 貸出期間：14日以内
- DVD等 貸出本数：3本以内 貸出期間：14日以内
- 機材 貸出期間：14日以内(機材…DVDプレーヤー、ビデオデッキ、プロジェクター、スクリーン)

◇ビデオ・DVDについて

ライブラリー所蔵のビデオ・DVDの種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いいたします。

じんけんクイズ???

元はラグビー試合終了を指し、戦いのあとは互いの健闘をたたえ合うことを○○○○精神という？

- A ノーサイド B シーサイド C ウェストサイド**

ページのどこかにヒントがあるよ！

クイズの答えをお寄せください。正解者の中から抽選で5名の方に、宮崎のガイドブックを進呈いたします。アンケートハガキに答えと必要事項をご記入の上、お送りください。当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。
応募締切：平成28年10月30日(当日消印有効)

編集後記

4月に熊本県を中心に大きな地震がありました。地震発生後、多くの方が避難所での生活を強いられ、私も微力ながら、避難されている方の支援活動に参加しました。そこには高齢者の方や障がいのある方、子どもたちなどいろいろな人たちが集まっており、小さなコミュニティとして共に助け合いながら生活していました。地元の高校生や市職員、自衛隊と協力しながら活動する中で、一人ひとりに寄り添いながら生きることの大切さを痛感し、全国から届いた支援物資に多くの人とのつながりを感じました。

人とのつながりを強く感じる8月は「人権啓発強調月間」です。(西)

読者の VOICE!

- 相手の気持ちを思いやれる「想像力」、暮らしやすい社会をつくる「創造力」を養いたいです。(宮崎市 50代)
- 何かあったら助けてもらえる窓口があることでとても心強く思いました。(宮崎市 60代)
- ユニバーサルデザインの新たな活用法を探してみたいです。(串間市 30代)

宮崎県人権啓発センター

宮崎市橋通東2-10-1 県庁8号館6階
(宮崎県人権同和对策課内)
TEL.0985-32-4469
FAX.0985-32-4454

情報・ご意見などをお待ちしています。
<http://www.m-jinken.jp/>

